

5. 都市における生物多様性の確保

■ 生物多様性の確保

下記のような方針を定めます。

- ◆樹林地、農地、水面など、野生生物が生息しやすい多様な環境を確保する。
- ◆市街地内においては、小面積の緑地でも生物の多様性に寄与する緑地として活用するとともに、規模の大きな公園は拠点として位置づける。
- ◆河川はさまざまな生態系をつなぐネットワークの軸として位置づける。

○西予都市計画区域（三瓶地区）

- ・三瓶湾につながる朝立川および谷道川を、生物が移動できる重要な軸となる緑地として位置づけます。
- ・公園緑地や周辺山地の樹林地は、生物多様性の確保のための緑地として活用します。



朝立川



周辺山地の樹林地

○西予都市計画区域（宇和地区）

- ・県下有数の穀倉地帯である宇和盆地の水田地帯は、宇和川（肱川）などの水系と連続性が確保されていることから、生物多様性の確保に役立つ緑地として位置づけます。
- ・その他の農地や山林も河川などの水系と一緒に成了した多様な生物の生息環境として活用を行います。
- ・宇和川（肱川）を始め、岩瀬川などの河川や宇和盆地に点在する大小のため池は、生物多様性の確保のための緑地として位置づけるとともに、河川は生物が移動できる根幹となる通路として活用します。

- ・市街地に点在する公園や大規模公園を生物が生息する環境の拠点として活用します。



宇和盆地の水田地帯



宇和川（肱川）

○西予都市計画区域（野村地区）

- ・肱川は野村地区を貫いて流れる河川であることから、野村地区の生物が移動できる根幹軸として位置づけ、この軸から派生して農地や階段状の地形となっている斜面の樹林などを、多様な生物が生息する環境として活用します。
- ・市街地に点在する公園や大規模公園を生物が生息する環境の拠点として活用します。



農地（多様な生物が生息する環境）



愛宕山公園